

水道メーター計量業務委託者募集案内

■募集要領

- 1 委託する業務 水道メーター計量業務
- 2 募集人数 1人
- 3 募集期間 令和8年4月1日（水）から 令和8年4月7日（火）まで
※令和8年4月7日（火）必着（所定の応募届でお申し込みください。）
※応募届の確認後に、受付票を送付します。受付票は選考当日にご持参ください。
- 4 応募届提出先 下記のいずれかへ提出してください。
〒680-1132 鳥取市国安210番地3（国安庁舎1階）
鳥取市水道局 料金課 料金係 TEL 0857-53-7922

〒680-1221 鳥取市河原町渡一木277番地（鳥取市河原町総合支所2階）
鳥取市水道局 南地域水道事務所 TEL 0858-76-3118

〒689-0592 鳥取市青谷町青谷667番地（鳥取市青谷町総合支所1階）
鳥取市水道局 西地域水道事務所 TEL 0857-85-2526

- 5 応募届提出方法 持参または郵送
※持参の場合は、午前9時から午後5時まで
- 6 選考 (1)日時 令和8年4月13日（月）午後1時30分開始
※受付：午後1時から午後1時20分まで
(2)場所 河原町老人福祉センター 2階 集会室
※鳥取市水道局 南地域水道事務所（河原町総合支所2階）にお越しください。
(3)方法 面接による
(4)結果案内 後日、郵送でお知らせ
- 7 委託契約の期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- 8 応募資格 次のいずれにも該当しない人
(1)拘禁刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
(2)日本国憲法施行の日後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 9 その他 応募届の確認後、水道局が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

■業務の内容

業務内容	(1)水道メーターの点検 (2)使用水量の計量 (3)水道使用者に対する各種連絡事務 (4)漏水箇所報告事務 (5)水道使用者からの依頼による諸届け事務 (6)その他計量業務に付随すること
計量に使用する機器	水道局の携帯端末機を使用
計量する区域	鳥取市内の給水区域のうち水道局南地域水道事務所が指定する区域
計量件数	奇数月：約720件（奇数月のみ計量）
業務を行う日	あらかじめ定められた日（定例日）及び水道局が必要と認める日で水道局の開庁日 ※本市は、2か月ごとの定例日に水道メーターを点検を行い、計量した使用水量により水道料金を算定します。
定例日及び計量区域	13日 河原町布袋、西円通寺 15日 河原町釜口 16日 河原町今在家、牛戸、湯谷、小畑 19日 河原町和奈見、八日市、山上 20日 河原町谷一木、水根 23日 河原町佐貫 ※実際に計量業務を行う日は、土・日・祝日等の関係で前後することがあります。
委託料（月額）	計量月の翌月の15日（閉庁日の場合は前日）に支払い [課税事業者の場合] 基本額等34,900円と、実績額として計量件数に67円を乗じた額の合計 [非課税事業者の場合] 基本月額32,900円と、実績額として計量件数に65円を乗じた額の合計
社会保険の有無	無
その他	計量業務の遂行に際し必要なもの（個人負担） (1)水道局との業務上の連絡を確保するための携帯電話 (2)その他水道局が指定するもの

※その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

〒680-1221

鳥取市河原町渡一木277番地

鳥取市水道局 南地域水道事務所

TEL 0858-76-3118